

国民生活センターによる「家庭用オゾン発生器の安全性」の 注意呼び掛けについて弊社見解を申し上げます。

さる8月27日、国民生活センターより除菌脱臭などに効果があるとされる家庭用オゾン発生器のテスト結果が発表され、消費者に対して「高濃度オゾンにより人体にも影響するものがあり、安全性に疑わしい」との注意喚起をされました報道記事についての見解を申し上げます。

① 苦情が寄せられ、国民生活センターが行なった調査テストの対象商品には弊社商品は含まれておりません。(別紙1 対象商品一覧)

② 弊社の空気除菌脱臭器「グリーンメイトシリーズ」の商品は、紫外線ランプ方式による純粋オゾンのみを発生し、日本産業衛生学会が定めるオゾン濃度(一般大気平均濃度0.1ppm以下)を安定して維持しています。販売前における殺菌及び脱臭に関するオゾン商品検査も公式な検査機関(財)日本品質保証機構)において検証され、安全性においても確認されております。(別紙2 品質検査書)

③ オゾン発生商品には放電方式を採用した機器があります。これはオゾン発生時に空気中の窒素を酸化し窒素酸化物を含んだオゾンが作られることがあります。不純物が含まれたオゾンは脱臭作用の後にも酸素に戻ることなく残留します。この窒素酸化物は光化学スモッグの原因物質といわれており、目の粘膜や喉、気管などに炎症を起こす原因物質でもあります。

弊社の空気除菌脱臭器「グリーンメイト」のオゾン発生方式は、2波長放射の紫外線ランプによってオゾン波長による純粋オゾンが大気中から発生させる方式です。この純粋オゾンは脱臭作用後には元の酸素に戻り、残留しません。

④ 国民生活センターでの家庭用オゾン発生器の注意喚起は、オゾン製品全体の安全性への警告と取られかねない懸念があります。

この度の高濃度なオゾンによる使用問題は、対象となった製造販売者による商品安全管理や消費者への説明不備によると考えられます。

オゾン商品の在室使用の際には大気平均濃度が0.1ppm以下であることを使用説明書又は販売先にてご確認ください。

上記のとおり、弊社オゾン製品は安心・安全にご使用頂ける商品としてご提供させて頂いております。

株式会社 旭東 代表取締役 河合 勲
大阪市生野区巽南4丁目6-23
TEL06-6791-1575

URL:<http://www.kyokutou.jp>

国民生活センターでのテスト対象銘柄一覧

銘柄名	型式	製造者等
		購入したインターネットサイト
オゾン発生器 O3 クリア	SK202C	(製造元) 商研株式会社 (販売店) シャンコール商研株式会社
		オゾンマート* http://www.shancall.jp/
タイマー付オゾン 発生器 舞friend	DL-01	株式会社大進工業研究所
		ヘルシーブティック http://store.shopping.yahoo.co.jp/healthb-u/index.html
ピュアオゾン ピュア・フェイス	—	(製造元) 株式会社テレゾンクリエート
		株式会社テレゾンクリエート* http://www.e-ozone.jp/
リフレアー	OX-10	(製造販売元) 日本電子工業株式会社
		パレットファイブ http://www.rakuten.co.jp/palette5/
ピュレア	ATN-101	(発売元) 株式会社アクセプター・テクノロジー
		やさしさON-LINE http://www.rakuten.co.jp/yasashisa/
ピコレッツ	PLS-1	(開発・製造元) オーニット株式会社
		ペットの道具屋さん http://www.rakuten.ne.jp/gold/pet-dougu/
エアロガード	—	(輸入元) 有限会社 くりっく
		マツカメショッピング http://www.rakuten.co.jp/matsucame/

*製造者等が運営しているサイト

出典 国民生活センターHP 調査結果詳細情報



JQAファイリング番号 KL25065388

試験成績書

依頼者名 株式会社 旭東
住 所 〒544-0015 大阪府大阪市生野区巽南4丁目6番23号

試験品名 除菌脱臭器 グリーンメイト
型 名 KT-OZF-01
定 格 AC100V、50-60Hz、20W
製造番号 -

試験内容 別紙内容に基づく試験

試験場所 財団法人 日本品質保証機構 北関西試験センター
〒562-0027 大阪府箕面市石丸1-7-7

試験結果 添付の試験明細のとおり

試験年月日 2006年 8月17日

試験の結果は上記のとおりであることを証明します。

2006年 8月18日

財団法人 日本品質保証機構
北関西試験センター

所 長 西井 克己



〒562-0027 大阪府箕面市石丸1-7-7

- ・試験に適用した規格、試験条件及び試験方法等は、依頼者の申込みに基づいたものです。
- ・この試験成績書は、試験用に提供された試験品に対して試験を実施した結果を記述したものであり、同一型名の他の販売用製品等に適用されるものではありません。
- ・この試験成績書の内容を、消費者向けの宣伝等の目的に利用することは出来ません。
- ・この試験成績書の内容の転載や一部分の複製をするときは、事前に当機構の承認が必要です。